

魚津市農業委員会総会議事録

- ・とき 令和2年7月3日（金）
午後3時30分
- ・ところ 魚津市役所第一会議室

議 事

- 第 1 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 20 号 農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請に対する意見決定について
- 第 3 議案 第 21 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 4 議案 第 22 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第 5 議案 第 23 号 令和 2 年度富山県農業政策に関する提言について
(案)

事案になります。

【議案第20号 議案書をもとに朗読】

今回の事業計画変更申請については、農地の区分と転用目的については適当であると考えられ、すべての許可要件を満たしていると考えますので事業計画変更に支障はないものと考えられます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

5番： 現地を確認したところ、駐車場として18台分利用されておりました。後は事務局からの説明の通りです。

議長： ただいま事務局並びに担当確認委員から説明がありましたが、委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

(「無し」の声あり)

議長： それでは意見決定してよろしいですか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第20号は意見決定いたします。

議案第21号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第21号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

4ページ目の説明概要をご覧ください。今月の5条申請は4件ございました。

転用別及び地区別の内訳は議案書の表のとおりです。それでは5ページ目の総括表から順に読み上げてご説明いたします。

【議案第21号 議案書をもとに朗読】

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの

説明をお願いします。

7番： 平成28年に転用許可済みの土地ですが、事情により計画が無くなりました。譲受人は申請地の隣に住んでおり、土地を有効活用しようということで今回の申請に至りました。

1番： 既存の車両置場がありますが、盗難被害があったということで、事務所の近くに移動したいということでした。既存の車両置場も引き続き管理するとのこと。耕作者の了解も取れております。

5番： 事務局から説明があった通りです。問題無いかと思います。

10番： 申請地横の工事に係る測量によって、違反転用であることが判明し、譲受人もそれまでは分からなかったということでした。

議長： ただいま5条案件について、事務局並びに担当確認委員から説明がありましたが、委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

14番： 2番の案件について、利用権設定は中間管理機構を通したものですか。

1番： 農協が間に入った利用権設定です。

議長： 他に意見が無いようならば、意見決定ということでよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第21号は意見決定いたします。

議案第22号農農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第22号農農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。魚津市長より令和2年6月26日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。8、9ページをご覧ください。

今月の案件は1議案8件で、全て新規相対の利用権設定であります。8件全体で35筆37,066㎡です。

以上の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長： 説明が終わりましたが、何かご意見はありませんか。

議長： 特に無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第22号は決定いたします。
議案第23号令和2年度富山県農業政策に関する提言について(案)を事務局より説明を求めます。

事務局： 富山県農業施策に関する政策提案活動の実施についてということで、富山県農業会議から市町村農業委員会あてに意見照会が来ております。事務局では2点提案したいと考えておりますのでご説明いたします。

【議案第23号 議案書をもとに朗読】

議長： 説明が終わりましたが、何かご意見はありませんか。

1番： 農地の受け手側のインセンティブについて、要望の表現をもう少し強くできるのでしょうか。

事務局： 今回の提案内容が一言一句政策提案になるわけではなく、各市町村農業委員会の提案内容を受けて、県農業会議が作成することになりますので、少し抽象的な表現になる点をご理解ください。

議長： その他に意見が無いようならば事務局(案)のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第23号は(案)のとおり提出しま

す。

これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局： 非農地通知について（令和元年6月分）
農振除外（令和2年5月受付分）について
農業委員の引継ぎについて
農業新聞について
草刈り中の飛び石の注意喚起について

議長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後5時10分】

【別添】

農地法第5条調査書

議案第21号 受付番号1番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね15haの一団の農地の区域内にあり、第1種農地と判断します。 転用許可基準は、集落接続です。	
転用目的	譲受人は申請地近くで自動車整備工場を経営しておりますが、既存敷地内だけでは修理車両等を収容することができないことから、新たな車両置場を整備する計画です。	
資力及び信用	申請者は、農地でありながら違反転用していましたが、その旨を反省した始末書を添付されています。また、既に土盛りされておりますので工事費用は発生しません。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに利用する予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、自動車駐車場として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、自動車駐車場の整備が主目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	申請地は既に土盛りされ、一部コンクリート擁壁擁壁が設置されておりますので、隣接地等に被害の及ばぬよう配慮されております。生活雑排水は発生せず、雨水は地下浸透とする計画です。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第21号 受付番号2番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね53haの一団の農地の区域内にあり、かつ、土地改良事業施行済農地であり、第1種農地と判断します。 転用許可基準は、集落接続です。	
転用目的	譲受人が所有する既存車両置場は、年々の増車により重機のメンテナンススペースも取れないほど手狭な状態になっています。また、重機車両が盗難に遭い、高額な被害も生じたことから、今後はより監視可能な環境に車両を保管するため、車両置場を必要としています。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、金融機関の残高証明書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後に工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、車両置場として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、車両置場の建設が主目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	申請地の周囲には擁壁を設置し、隣接農地等に被害の及ばぬよう配慮されます。生活雑排水は発生せず、雨水は申請地中央に埋設するVS側溝に集水し、北側の水路へ放流します。オリフィス樹で流用調整された後に放流するので問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第21号 受付番号3番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、上下水道管が埋設されている幅員4m以上の市道沿いにあり、かつ500m以内に清流小学校の教育施設と富山労災病院の医療施設が存する市街地化傾向の著しい区域であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は、原則許可となります。	
転用目的	譲受人は現在家族3人が借家で生活していますが、将来家族が増えることを踏まえると手狭です。また、将来は育児支援や親の介護を考えて、実家の近くに住宅を建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額借入金でまかなう計画で、金融機関のローン仮審査回答書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後に工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、一般住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、住宅の建築が主目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	申請地の周囲には擁壁を設置し、隣接農地等に被害の及ばぬよう配慮されます。生活雑排水は公共下水道に接続し、雨水は側溝を作り近くの用悪水路へ放流する計画であり問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第21号 受付番号4番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（工業地域）が定められた市街地の区域内にある農地であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は原則許可です。	
転用目的	譲受人が経営する第二工場では高圧ガスの製造、溶解をしており、危険地帯となっています。よって、工場敷地内に確保する保安用敷地の一部として利用する計画です。	
資力及び信用	申請者は、農地でありながら違反転用していましたが、その旨を反省した顛末書を添付されています。必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、通帳の写しを申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後に工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、工場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、工場の建設が主目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	申請地の周囲には擁壁を設置し、隣接農地等に被害の及ばぬよう配慮されます。生活雑排水は発生せず、雨水は地下浸透させる計画であり問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		